

2 文科施第 3 4 7 号
令和 2 年 12 月 25 日

各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 殿
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項 の
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

山 崎 雅 男
(公 印 省 略)

学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（通知）

学校施設の整備に当たっては、障害のある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにするとともに、災害時における避難所など地域のコミュニティの拠点としての役割も果たすことから、学校施設のバリアフリー化を推進していくことが重要です。

このため、文部科学省においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の公布及び一部の規定の施行等について（通知）」（令和 2 年 6 月 24 日付け 2 文科教第 257 号）等において、学校施設のバリアフリー化を一層進めるよう要請してきたところです。

このたび、文部科学省に設置した「学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議」（主査：高橋儀平 東洋大学名誉教授）において、報告書（別添 1 参照）が取りまとめられたことを受け、文部科学省では「学校施設バリアフリー化推進指針」を改訂（別添 2 参照）するとともに、公立小中学校等（義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む。）におけるバリアフリー化について、令和 7 年度末までの 5 年間に緊急かつ集中的に整備を行うための整備目標を定めました（別添 3 参照）。

つきましては、各学校設置者におかれては、今般改訂した学校施設バリアフリー化推進指針を活用するとともに、下記の点に留意の上、学校施設のバリアフリー化を着実かつ迅速に進めるようお願いします。

また、このことについて、各都道府県におかれては域内の市区町村教育委員会等に対して、

各都道府県におかれては、所轄の学校法人等に対して周知するようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会においては、別途発出した「公立小中学校等施設におけるバリアフリー化の加速について（通知）」（令和2年12月25日付2文科施第348号。以下「加速化通知」という。）についても留意するようお願いいたします。

記

1. 各学校設置者におかれては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正の趣旨や附帯決議等を踏まえ、障害のある児童生徒や避難所の開設時における高齢者、障害者等の利用に支障が生じることのないよう、必要に応じて防災担当部局や福祉担当部局等と連携の下で、所管する学校施設のバリアフリー化の状況を的確に把握するようお願いいたします。また、把握した実態等に基づき、将来動向も含めた障害のある児童生徒や教職員の在籍状況、避難所の指定状況等を踏まえ、重点的・優先的に対応すべき施設・設備を明確化した上で、バリアフリー化に関する整備目標を盛り込んだ整備計画を策定（各学校設置者が定める教育振興基本計画や個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）等の中長期的な計画に今後適時に反映することを含む。）するようお願いいたします。
2. 公立小中学校等については、加速化通知を踏まえ、校舎及び屋内運動場において、車椅子使用者用トイレやスロープ等による段差解消、エレベーターの整備等のバリアフリー化の取組を加速するようお願いいたします。
また、インクルーシブ教育システムの構築及び災害時の避難所としての利用等の観点から、学校種や設置主体の別にかかわらず、学校施設のバリアフリー化を一層推進する必要があることから、公立小中学校等以外の学校施設についても、公立小中学校等の整備目標を参考にしつつ、取組を進めるようお願いいたします。
3. 各学校設置者におかれては、迅速な対応を進める観点から、あらゆる機会を捉えて学校施設のバリアフリー化を図るとともに、長寿命化改修等の大規模改修時には、建築物移動等円滑化基準を参考に、施設全体のバリアフリー化を進めるようお願いいたします。

（添付資料）

- 別添1-1 「学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて～誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して～」（報告）（令和2年12月、学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議）（概要）
- 別添1-2 「学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて～誰もが安心して学び、育つことができる教育環境の構築を目指して～」（報告）（令和2年12月、学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議）
- 別添2-1 学校施設バリアフリー化推進指針（令和2年12月、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）（概要）
- 別添2-2 学校施設バリアフリー化推進指針（令和2年12月、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）
- 別添3 公立小中学校等施設におけるバリアフリー化に関する整備目標

【本件担当】

大臣官房文教施設企画・防災部 施設企画課 指導第一係

電話：03-6734-2291 E-mail：sisetuki@mext.go.jp